

第2節

犯罪の検挙と抑止のための基盤整備

① 捜査体制の整備

(1) 組織・人員の効率的な運用と捜査員の増員・育成

警察捜査を取り巻く状況の変化に伴い、一つ一つの捜査に要する労力が増大しているほか、捜査すべき事項は増加し、その内容も複雑化・高度化している。これに対し、警察では、限られた組織・人員の効率的な運用や業務の合理化に努めているほか、なお不足する捜査員の増員を行うとともに、犯罪捜査に従事する者の能力向上を図るため、捜査員及び捜査幹部に対する各種教育訓練を実施している。

(2) 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等

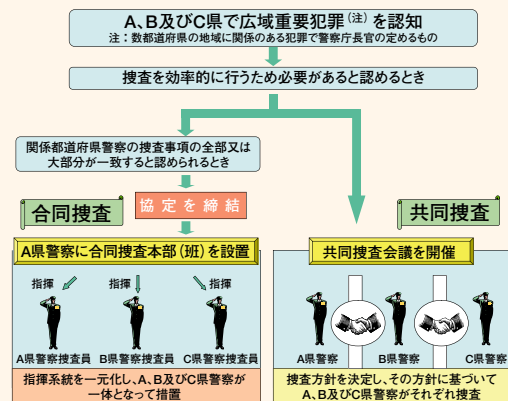
事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

警察では、機動力をいかした捜査活動を行うため、警視庁及び道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発生時に現場や関係箇所へ急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊(班)や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を強化するとともに、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

図 1-27 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等



図 1-28 合同捜査・共同捜査



(3) 広域捜査力の強化

通信手段や交通手段の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要性が生じている。このため、都道府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成が進められているほか^(注1)、複数の都道府県警察による合同捜査や共同捜査を積極的に推進している。

また、航空機事故等に関する特別の専門的知識等を有する職員をあらかじめ専門捜査員として登録し、他の都道府県で発生した事案にも活用できるようにしている。

さらに、警察庁では、複数の管区警察局長の管轄区域で発生している社会的反響の大きい凶悪又は特異な事件で複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要がある事件を警察庁指定事件として指定し^(注2)、都道府県警察と捜査会議を開催し、捜査方針を協議するほか、関係情報を収集・分析するなど、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。

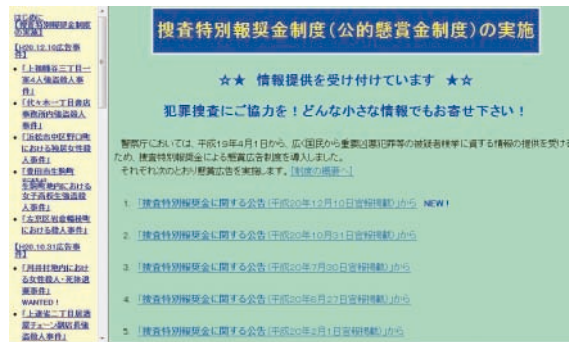
注1：平成20年末現在、全国13地域で広域捜査隊の編成に関する協定を締結

2：平成21年2月までに24事件を指定

（４）国民からの情報提供の促進

犯人を検挙し、事件を解決するためには、犯罪捜査に対する国民の理解と協力が不可欠である。そこで、警察では、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力及び事件に関する情報の提供を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙の徹底を図ることを目的として、捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）を導入し、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp>）等で対象となる事件等について広報している。



警察庁ウェブサイト

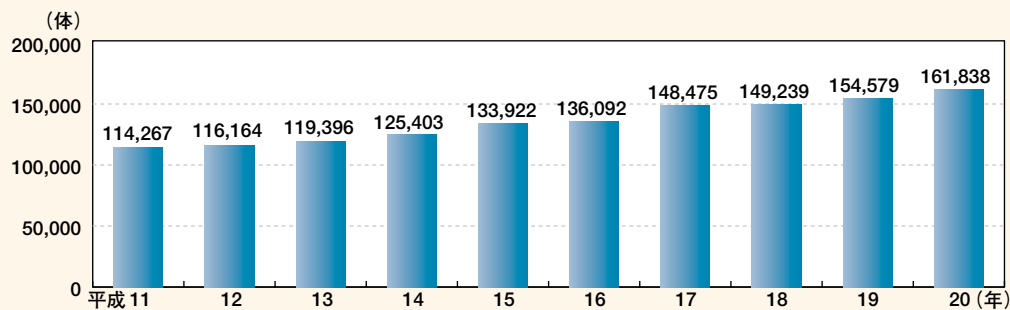


ポスター

（５）検視体制の強化

平成20年中に警察が取り扱った死体数は約16万6千体であり、過去10年間で1.4倍に増加している。

図 1-29 死体取扱数の推移（平成11～20年）



警察においては、死体取扱数の急増に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、刑事調査官^{（注1）}及びその補助者の増員、検視業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実、資機材の整備による検視体制の強化を推進している。また、死因の究明を適正に行うためには、解剖を担う医師の体制整備が重要であることから、警察庁では20年1月に日本法医学会に対して解剖医の体制充実について要望した。

さらに、関係機関^{（注2）}との間で、解剖医・解剖施設の充実、大学の法医学講座等との連携促進、監察医制度の更なる活用等、死因究明体制を強化するための方策について検討を進めている。

注1：刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警視又は警部の階級にある警察官で、警察大学校における法医学専門研究科を修了したも
のから任用される検視の専門家であり、全国で196人（平成21年4月1日現在）配置されている。

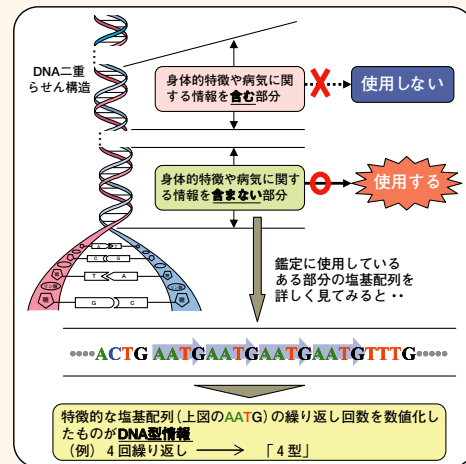
2：内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省及び海上保安庁

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、DNA（デオキシリボ核酸）の個人ごとに異なる部分を比較することで個人を識別する鑑定法である^(注1)。現在、警察で行っているDNA型鑑定は、主にSTR型検査法^(注2)と呼ばれるもので、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合で、約4兆7千億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

DNA型鑑定を実施する事件数は年々増加し、殺人事件等の凶悪事件だけでなく、窃盗事件等の身近な犯罪の解決にも多大な効果を上げている。警察では、被疑者の身体から採取した資料のDNA型の記録と被疑者が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録をデータベースに登録し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用しており、平成20年12月末現在、データベースの活用により被疑者が確認された事件は4,585事件(3,407人)となっている。

図 1-30 DNA型鑑定（STR型検査法）に使用する部分



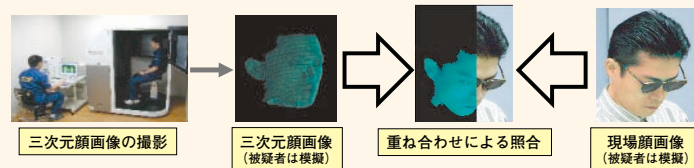
(2) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。警察では、被疑者から採取した指掌紋と被疑者が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、両者が同一人物であるかどうかを識別するものである。一般に、防犯カメラで被疑者の顔が撮影される角度は様々であるため、被疑者写真等と比較するだけでは個人識別が困難な場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることで、個人識別を行うことが可能である。防犯カメラの設置が増加する中、犯行を証明する有効な証拠を得ることができるシステムとして、一部の道府県警察で活用されている。

図 1-31 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合



注1：警察で行うDNA型鑑定に使用されるのは、DNAのうち身体的特徴や病気にに関する情報が含まれていない部分であり、また、鑑定結果であるDNA型情報からも身体的特徴や病気が判明することはない。

2：STRと呼ばれる4塩基（A（アデニン）、T（チミン）、G（グアニン）及びC（シトシン））を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査方法

（４）自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施することが有効である。しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。このため、警察庁では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

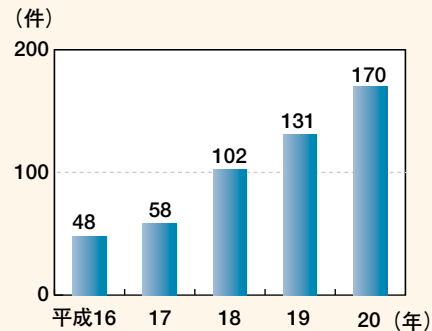
（５）プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次の犯行の予測を行うものである。

従来、事件捜査では、犯人特定のために、犯行現場の状況や犯人の遺留品、さらには聞き込み捜査等で得られた様々な情報等をつなぎ合わせるとともに、捜査員の経験則に基づく職人的な「勘」をも駆使して犯人を推定・浮上させ、特定してきたものであるが、近年、より効率的で合理的な捜査を推進するため、捜査員の「勘」と、科学的見地に基づくプロファイリングでの推定結果を併せ見て、犯人を推定・浮上させる捜査手法を活用している。

また、プロファイリング技術の高度化・専門化^{（注１）}及び一般化^{（注２）}に取り組んでいるところである。

図 1-32 プロファイリングの実施件数の推移（平成16～20年）



注：都道府県警察からの依頼を受けて科学警察研究所が実施したものを除く。

（６）情報分析支援システムの構築

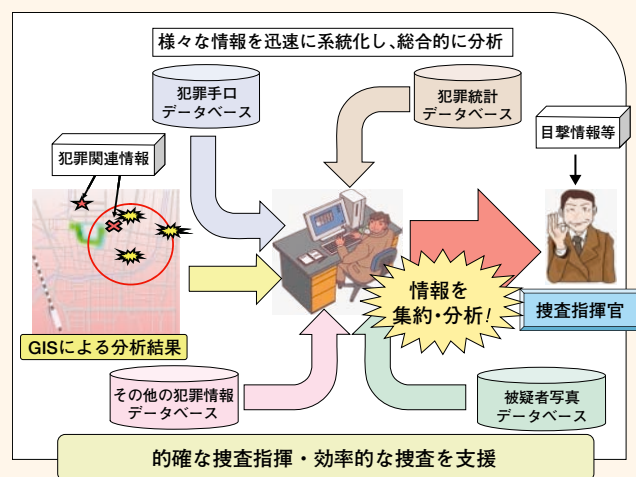
「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難となる中、犯罪の迅速な検挙を確保するためには、捜査現場の体制・執行力の更なる強化に加え、犯罪関連情報の総合的な分析を推進することにより、捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援することが重要である。

このため、警察庁では、従来、複数のシステムを使用して行っていた各業務を集約することにより、

- ・ 1台の端末装置によって各業務を行う
- ・ 各業務間の連携により重複入力を排除し、横断的な検索を行う
- ・ 犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析する

ことを可能とする情報分析支援システム（CIS-CATS）を平成21年1月から運用し、事件解決に役立てている。

図 1-33 情報分析支援システム



注1：専従者の育成及び体制の整備

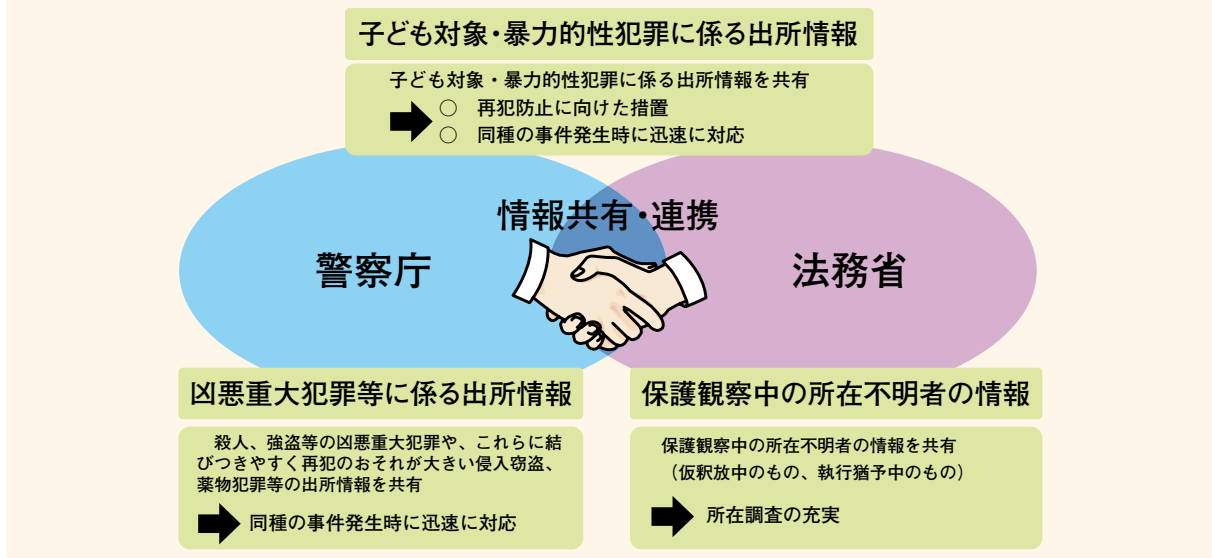
2：捜査員に対する指導の徹底及び有効活用の促進

③

法務省との情報の共有

警察庁と法務省は、子ども対象・暴力的性犯罪の前歴者、所在不明の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等による再犯の防止等を図るため、両省庁間で所要の情報を共有し、連携を図る仕組みを構築している。

図 1 - 34 警察庁と法務省における情報の共有と連携



(1) 子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所情報の共有

警察では、平成17年6月から、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報について、法務省から提供を受けている。

運用開始から20年末までに556人分の情報提供を受けており、出所者の改善更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査の迅速化等に活用している。

(2) 凶悪重大犯罪等に係る出所情報の共有

警察では、平成17年9月から、凶悪重大犯罪等^(注)により刑事施設に服役し、出所した者又は出所する予定の者の入所罪名、出所年月日等の出所情報について、法務省から提供を受けている。

運用開始から20年末までに約9万2,000人分の情報提供を受けており、同種の犯罪が発生した場合の迅速かつ的確な被疑者の絞り込み等に活用している。

(3) 保護観察中に所在不明となった者の情報の共有

所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成17年12月から、保護観察所からの協力依頼に基づき、警察がその者の所在調査に協力することとし、その者に関する情報を警察が把握した場合に、当該情報を保護観察所に提供することなどにより、保護観察制度の適正な運用に寄与することとしている。

運用開始から20年末までに、警察が把握した1,568件の情報を保護観察所に提供しており、当該情報を基に、保護観察所において1,319人の所在を確認（法務省速報値）している。

4 事件・事故への即応

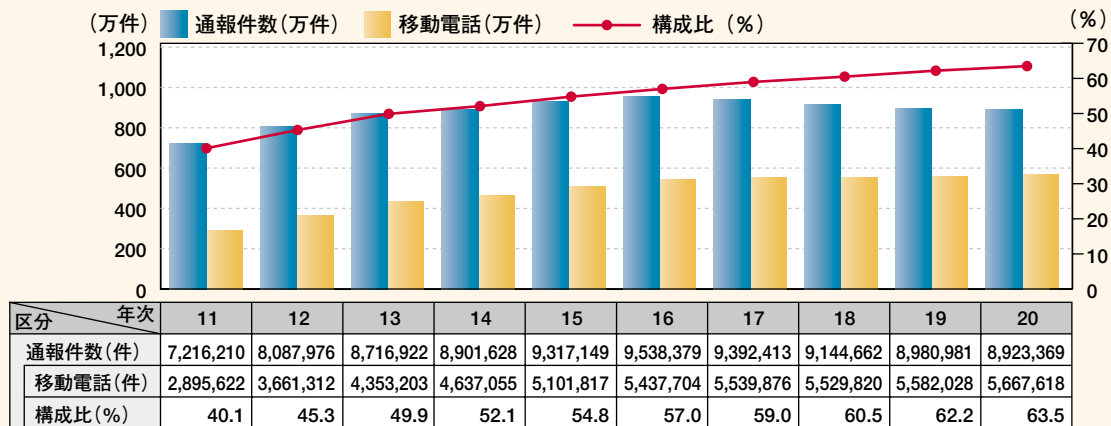
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに発生現場に向かい、犯人の逮捕等の措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は、平成20年中は約892万件と、前年より約6万件減少したが、依然として高い水準にある。これは、3.5秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が63.5%を占めている。

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報を適切に利用するよう、また、警察による緊急の対応を必要としない相談等の電話には、専用の「#（シャープ）9110」番を利用するよう呼び掛けている。移動電話を用いて110番通報をするときは、所在地や番地、目標物を確認するほか、通話中にはできる限り場所を移動しないことなどを呼び掛けている。

図 1-35 110番通報受理件数の推移（平成11～20年）



注：構成比＝移動電話÷通報件数×100

(2) 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注1)の発令等を行っている。平成20年中の緊急配備の実施件数は7,679件（前年比139件増加）であった。

また、20年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム^(注2)の平均は、6分59秒であった。



通信指令室

注1：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

2：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

警察では、レスポンス・タイムの短縮のため、通報場所を早急に把握できる地理情報システムやパトカーの活動状況を容易に把握できるカーロケータ・システムを導入するなど、通信指令システムの高度化に努めるとともに、21年4月1日現在、警視庁ほか35道府県において、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を運用している。21年度中には、新たに千葉県ほか7県で同システムの運用を開始する予定である。

（３）初動警察刷新強化の取組み

近年、無差別殺傷事件の相次ぐ発生、局地的かつ短期間に降る大雨による被害の発生等の警察事象の多様化・スピード化を受けて、初動警察^{（注1）}の困難性が増す中で、時代の要請にこたえた初動警察であり続けるため、そのかなめたる通信指令の強化を図り、組織的かつ効率的な活動を推進することが急務となっている。

このため、警察庁では、平成20年12月、「初動警察刷新強化のための指針」を策定し、都道府県警察では、同指針で示された重点推進事項を「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」^{（注2）}に盛り込み、各種施策を実施している。

警察において取り組んでいる施策の主な例は、次のとおりである。

- ・ 通信指令システムの強化

通信指令室及び警察署通信室において事案の発生現場等の状況を的確に把握するため、現場警察官に画像の送受信機能等を装備した携帯端末を配備している。

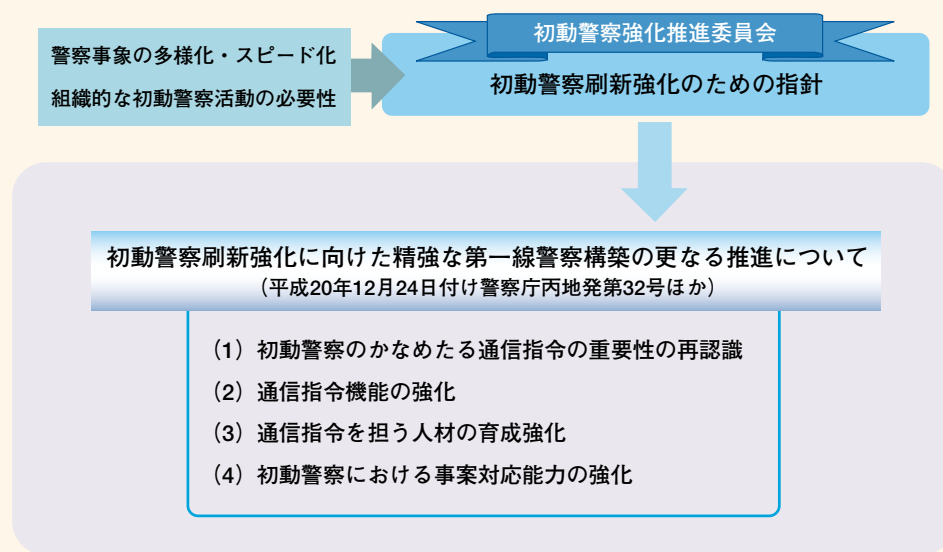
- ・ 通信指令に関する教育訓練の充実

競技会の開催、専門的教育の実施等を通じて、事案判断能力を中心とした通信指令技能の向上を図っている。

- ・ 警察機動力の連携強化及び運用改善

突発的な事案への対応力の間げきを生じさせないようにするため、警察署や警察本部がパトカー等の運用について連携を強化している。

図 1 - 36 初動警察刷新強化の取組み



注1：平時における警察の体制を前提として都道府県警察が行う、事件・事故に即応した初動的な警察活動であり、その指揮に当たる通信指令を含むもの

注2：警察官の職務執行を取り巻く環境の悪化等を受け、その影響が最も懸念される地域警察部門を中心として精強な第一線警察を構築するため、都道府県警察において策定しているもので、同プランに基づき、都道府県警察において各種施策を推進している（193頁参照）。

（４）パトカー及び警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置をとっている。また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約190隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集、災害や山岳遭難等の事故発生時の捜索救助活動等を行っている。



パトカー



警察用航空機

事例

平成20年8月、北アルプス^{てらしやま}輝山（岐阜県高山市）において、登山者7人が下山中に道を見失い遭難し、うち1人が落石により負傷した。岐阜県警察航空隊は、ヘリコプターを出動させ、捜索活動を行ったところ、7人全員を発見救助した（岐阜）。

（５）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、すり、置き引き、痴漢等の犯罪の予防及び検挙を図っている。また、駅構内に置かれている本隊や分駐隊において、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなどしている。



鉄道警察隊

事例

平成20年4月、登校途中の電車内において、スカート内をカメラ機能付き携帯電話で撮影される被害に遭った女子高校生が、両親と共に鉄道警察隊の「女性被害相談所」を訪れ、同隊に相談し、同月、私服の鉄道警察隊員が同高校生に同行して電車に乗り込み、周囲を警戒していたところ、同高校生のスカート内をカメラ機能付き携帯電話で撮影している男（28）を発見し、迷惑防止条例違反（粗暴行為）で現行犯逮捕した（宮城）。

5

交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の要望にこたえている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成21年4月1日現在、全国に交番は6,216か所、駐在所は6,926か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望にこたえ、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審な者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。



パトロール

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番、駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、交通要点等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成20年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は29万364人と、警察による刑法犯の総検挙人員の85.5%を占めている。

④ 交番相談員の活用

21年4月1日現在、全国で約6,200人の交番相談員が配置され、都市部の主要な交番で活動している。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



交番相談員

（２）地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

平成21年4月1日現在、全国の交番・駐在所に1万3,696の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動

地域警察官は、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じて回覧するなどの活動により、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。

（３）交番機能の強化

パトロールの強化等により生じていた「空き交番」^{（注1）}の解消のため、地域住民の理解を得ながら取組みを進めてきた結果、平成19年4月1日までに、「空き交番」は解消された。警察では、今後とも治安情勢の変化等により「空き交番」が生じることのないよう努めるとともに、引き続き、交番機能の強化に努めることとしている。

（４）遺失物の取扱い

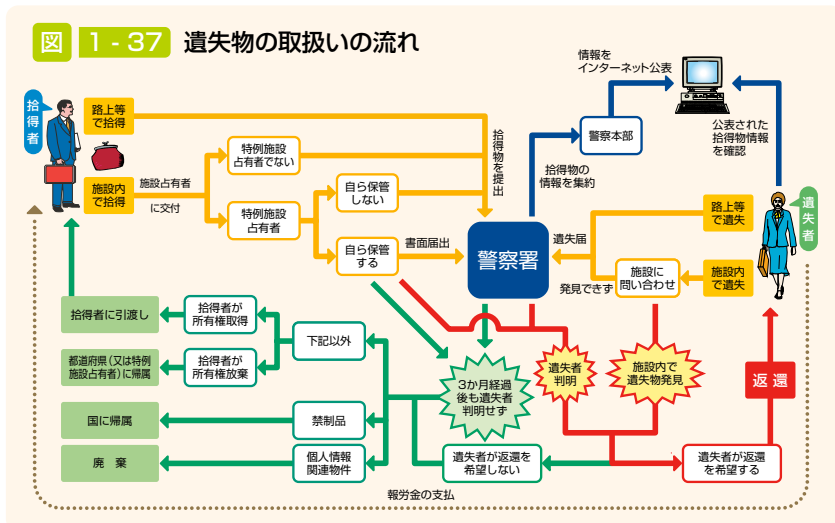
警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成20年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^{（注2）}を含め約1,734万点に上っており、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約97億円が、物品については約617万点が遺失者に返還されている。

表 1-10 拾得物・遺失届の取扱状況の推移（平成16～20年）

区分	年次	16	17	18	19	20
通貨（億円）	拾得物	132	139	139	145	142
	遺失届	409	414	409	404	373
物品（万点）	拾得物	1,070	1,158	1,222	1,272	1,734
	遺失届	742	743	761	796	1,065

注：平成19年以降の拾得物には、特例施設占有者保管分を含む。

図 1-37 遺失物の取扱いの流れ



注1：地域警察官の不在が常態化している交番

2：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。